

平成30年第11回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年11月12日（月）

午前10時01分から午前10時47分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 11名

4. 欠席委員 1名

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第36号 早島町農地利用最適化推進委員の委嘱

議案第37号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第38号 農地法第3条（委員会）

議案第39号 農地法第4条（知事）

議案第40号 農地法第5条（知事）

報告第20号 農地法第18条（通知）

7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局長

ただいまから平成30年第11回早島町農業委員会を開会いたします。

本日は●●会長がご欠席でありますので、本日の進行は職務代理の●●委員にお願いしたいと思います。

それでは、一言ご挨拶をお願いします。

○職務代理

【ご挨拶】

○事務局長

ありがとうございました。

はじめに会議の成立についてご報告させていただきます。本日は出席委員9名、欠席委員1名でありますので農業委員会等に関する法律第21条3項により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●職務代理によりお願いいたします。

○職務代理

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

○職務代理

それでは、議事録署名委員は、7番の●● ●●委員、8番の●● ●●委員にお願いします。よろしくお願いします。

【両委員了承】

○職務代理

それでは日程１の議案第３６号 早島町農地利用最適化推進委員の委嘱 について議案といたします。事務局説明してください。

○事務局

２ページをご覧ください。１０月１日から１０月３０日まで農地利用最適化推進委員の募集を行ったところ、２名の応募がありました。

これを受け１１月１日に早島町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催され、評価の結果、当該２名を任命することについて問題ないとの意見が報告されました。

最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとなっております。委嘱の可否についてご審議の程よろしくお願いします。

○職務代理

ありがとうございました。

これにつきましては、私も副委員長として評価会に出席しました。

候補者の２名については、農協の朝市に出荷されるなど熱心に農作業に取り組んでおられ、責任感が強く、地域から信頼のある人柄でありますので、推進委員に任命することについては問題ないとの評価にいたっております。

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○職務代理

ないようでありますので、早島町農地利用最適化推進委員に、●●、●●両２名を委嘱したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

○職務代理

ないようでありますので、議案第36号 早島町農地利用最適化推進委員の委嘱については可決承認されました。

それではここで委嘱状の交付を行います。

【委嘱状交付】

○職務代理

推進委員のお二人には以降の議事に参加していただきます。

続きまして、日程2 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得 について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局

それでは、3ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は1件です。

番号1についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●で、農地中間管理機構になります。利用権を設定する者が、早島町前潟●●番地にお住いの●●さんです。利用権を設定する土地は、早島町前潟●●番 地目が田、面積が●●㎡、早島町前潟字●●番 地目が田、面積が●●㎡で、合計●●㎡です。位置図は4ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は10年、始期が平成30年11月26日からの設定です。こちらは利用権の新規の設定となっております。説明は以上です。

すみません、ただいまの説明で小字を●●とお伝えしましたが、正しくは●●でありますので訂正させていただきます。

○職務代理

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしく願います。

○2番

11月7日に現地確認を行いました。この度中間管理機構に預けるということで、特段問題はないと思います。今後はこの事業の活用が増えるものと思われます。以上です。

○職務代理

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

○7番

この●●と●●は同一の組織でしょうか。

○事務局

一緒です。

○5番

この中間管理事業は10年以上でないと貸付できないのですか。

○事務局

原則は10年とされていますが、10年未満で貸し付けることも可能ではあります。

○7番

この方は今回水路整備の事業を活用するのでしょうか。

○事務局

農地中間管理事業を活用して水路整備する場合は、一定の戸数が機構へ貸し付けるなどの要件があるため、お一人で貸し付ける場合は水路整備の事業を活用することはできません。

○6番

機構へ貸し付けるとお金がもらえる制度があるのでしょうか。

○事務局

農業をリタイアする方が機構へ10年以上貸付けし、機構が農地を転貸した場合に面積に応じた交付金をお支払いする、経営転換協力金という制度があります。

○6番

交付金が支払われて10年経たないうちに借受人が耕作をやめてしまった場合は、返還などの措置があるのですか。

○事務局

確認し、後日皆さまへご報告します。

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なしの声あり】

○職務代理

ないようでありますので議案第37号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○職務代理

ないようでありますので、議案第37号 番号1は許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明してください。

○事務局

それでは議案書5ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は1件でございます。

番号1について、設定する権利の種類は所有権の移転です。土地の所在は早島町早島  
●●番●●で地目が田、面積が●●㎡です。

譲渡人は早島町早島●●番地にお住いの●●さん、譲受人が同住所にお住いの●●さん  
でございます。

農地法第3条により権利を取得する場合は、取得後の経営面積が5反以上となること  
が要件であり、早島町の経営面積は●●㎡ではありますが、備考欄のとおり倉敷市内で約  
●●㎡の経営面積がありますので、合計でこの要件を満たしています。位置図は6ページ  
です。説明は以上です。

○職務代理

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●●委員からよろしくお願  
いします。

○8番

11月8日に現地確認を行いました。現地はきれいに刈取りされています。●●さんは●  
●さんの奥さんであり、世帯間の権利の移動でありますので問題ないかと思います。

○職務代理

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

○職務代理

ないようでありますので議案第38号・番号1は承認したいと思います。いかがでし  
ょうか。

【異議なしの声】

○職務代理

ないようでありますので、議案第38号・番号1については許可相当に決定いたしました。続きまして、議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請を議題とします。事務局説明してください。

○事務局

それでは議案書7ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。

番号1についてですが、土地の所在地は、早島町早島●●番●●、地目が畑、面積が●●㎡で農地区分は第3種になります。

申請人は早島町早島●●番地にお住いの●●さんです。転用目的は●●駐車場で申請事由は、申請地の北側、西側に隣接する自宅の敷地内の駐車場不足を解消するため●●駐車場として利用するものです。

位置図は8ページになります。説明は以上です。

○職務代理

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 ●●委員からよろしく願います。

○1番

11月7日に現地確認を行いました。現地は●●の東南に位置しています。現状は●●と●●の畑ですが、周囲に与える影響はないものと考えられます。報告は以上です。

○職務代理

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○職務代理

ないようでありますので議案第39号・番号1は承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○職務代理

ないようでありますので、議案第39号・番号1については許可相当に決定いたしました。続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による転用許可申請を議題とします。事務局説明してください。

○事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定の規定による転用許可申請は2件です。

番号1について、設定する権利の種類は使用貸借権です。土地の所在地は早島町早島●●番●●、地目が畑、面積は●●㎡、農地区分は第3種になります。借主は早島町早島●●番地●●にお住いの●●さん、借主は早島町早島●●番地●●にお住いの●●さんでございます。

転用目的は敷地拡張で、申請事由は、申請地北側の自己住宅の敷地拡張をするためです。位置図は10ページとなります。説明は以上です。

○職務代理

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 ●●委員からよろしく願います。

○1 番

11月7日に現地確認を行いました。場所は●●の東隣であり、申請地に隣接する北側は昨年、申請者が住宅を建築しています。●●さんは●●さんのおじいさんです。出入りのために敷地拡張したいとのことで、地目は田となっていますが、●●置場となっている様子でした。報告は以上です。

○職務代理

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○職務代理

ないようでありますので議案第40号・番号1は承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○職務代理

ないようでありますので、議案第40号・番号1については許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号2について事務局、説明してください。

○事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。番号2について、設定する権利の種類は所有権の移転です。土地の所在地は早島町前潟●●番●●、地目が田、面積は●●㎡、農地

区分は第2種になります。譲渡人は兵庫県姫路市城北本町●●号 ●●にお住いの●●さん、借主は早島町早島●●番地●●にお住いの●●さんでございます。

転用目的は●●置場で、申請事由は、盛土整地のうえ、●●置場として利用するためです。位置図は11ページとなります。説明は以上です。

○職務代理

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしく願います。

○2番

11月7日に現地確認を行いました。申請地はここ数年耕作されていません。●●置場にするとのことですが、貸し付ける相手先との契約書の写しが提出されているとのこと、問題なかろうかと思います。以上です。

○職務代理

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

私からひとつお聞きしたいのですが、非農家の方が田を取得できるのですか。

○事務局

この度は転用を伴う申請でありますので、農地として取得する訳ではないので問題ありません。

○職務代理

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○職務代理

ないようでありますので議案第40号・番号2は承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○職務代理

ないようでありますので、議案第40号・番号2については許可相当に決定いたしました。続きまして、報告第20号 農地法第18条の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、議案書12ページをご覧ください。今月の農地法第18条の規定による通知は1件です。こちらは農地の貸し借りを合意解約した際の農業委員会への通知になります。

番号1についてですが、解約された農地は、早島町早島●●番で地目が畑、面積が●●㎡です。貸付人が早島町早島●●番地●●にお住いの●●さん、借受人が早島町早島●●番地にお住いの●●さんでございます。

位置図は13ページとなります。説明は以上です。

○職務代理

ただいまの報告に関してご質問等ありませんか。

【質問、意見なし】

○職務代理

ないようでありますので、以上で報告第20号・番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

○事務局

次回の農業委員会は12月3日（月）午後4時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願いします。

またこの日は農業委員会の忘年会を予定しております。既にご案内した文書と同じも

のを配布しておりますので、ご確認ください。

現在のところ、委員さん10名、推進委員さん2名、事務局3名の15名で予約しております。欠席される場合は事務局までお知らせください。

以上で、その他の報告事項を終わります。

#### ○職務代理

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。第11回早島町農業委員会を閉会いたします。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番